

議案第68号

関市印鑑条例の一部改正について

関市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月26日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市印鑑条例の一部を改正する条例

関市印鑑条例（昭和51年関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、「組み合せた」を「組み合わせた」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、同項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を削る。

第8条第1項中「又はき損した」を「、又はき損した」に改める。

第11条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、同項第4号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第13条第1項中「印鑑登録証を添えて」を削り、「届出なければならない」を「届け出るものとする」に改める。

第14条第1項中「、氏」の次に「（氏の変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第16条中「、証明」を「証明」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。